

年 月 日 北竜町長 殿		整理番号							
住 所	〒	フリガナ							
		氏 名							
		個人番号							
電話番号			生年月日						

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日（消印有効）までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。  
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	□
-------------------------------------	---

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	□
------------------------------------	---

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 6 年寄附分 市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

整理番号：

受付団体名	北海道北竜町
-------	--------

※北竜町では「受付書」の返送は行っていません。

# 〈ワンストップ特例申請書添付書類貼付台紙〉

確認書類は下記を参考にご用意いただき、この用紙に貼付し申請書と一緒に提出してください。

- ・ 確認書類は「1. マイナンバー(番号)確認書類」と「2.本人確認書類」の両方が必要です。

※必ず、申請書に記載した住所がわかる書類を添付してください。

特例申請書をまとめて送付する場合、コピーは1枚の添付で良いです。

- ・提出期限は2025年1月10日(消印有効)です。期限を過ぎますと受付することができませんのでご注意ください。

## 1. マイナンバーカード(個人番号)確認書類

### マイナンバーカードをお持ちの方

- ・マイナンバーカード裏面のコピー

### マイナンバーカードをお持ちでない方

- ・通知カードのコピー

(住所等の変更がある場合は両面のコピー)

※上記の書類が用意できない場合には、個人番号が記載された住民票のコピー。

こちらの太枠の中に確認書類を貼付して下さい。

マイナンバーカードの裏面のコピーもしくは  
通知カードのコピー



## 2. 本人確認書類

### マイナンバーカードをお持ちの方

- ・マイナンバーカード表面のコピー

### マイナンバーカードをお持ちでない方

・運転免許証、運転履歴証明書、  
旅券(パスポート)、身体障害者手帳、  
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、  
在留カード、特別永住者証明書の  
いずれかのコピー。

※(顔写真が確認できるもの)

・上記書類の提出が困難な場合は、  
保険証(被保険者等記号・番号の部分  
をマスキングして下さい)、年金手帳、  
児童扶養手当証書、官公署発行の氏名、  
住所、生年月日が確認できる書類等  
の中から2つ以上のコピー。

こちらの太枠の中に確認書類を貼付して下さい。

マイナンバーカードの表面のコピーもしくは  
左記確認書類のコピー

※氏名・生年月日・住所が確認できるようにコピーして下さい。



※個人番号(マイナンバー)の記載誤りや、上記本人確認書類が添付されていない場合には、ワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

ワンストップ特例申請書をまとめて送付される場合、本人確認書類のコピーは1枚のみで良いです。